

埼玉県知事 大野 元裕様

2019年10月15日

日本共産党埼玉県委員会 委員長 荻原 初男

日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

### 台風19号による被災者の支援と今後の対策についての緊急要望

歴史的な規模と言われた台風19号の被害は、今だ全容もつかめない状態です。県においては、発災前より対策本部を立ち上げ備えるとともに、発災後は直ちに災害救助法の適用申請を行い、不眠不休で被災者の支援に尽力されてきました。党県議団もいち早く被災地を見舞い被災者の声を伺ってきました。それらの声をもとに、以下、緊急要望を行います。

- 一、秩父地域では、県道不通により、集落が孤立しています。一刻も早い復旧を求めます。
- 一、河川堤防が決壊・溢水したり、都市下水が溢水した地域では、住宅街がいまだに水没していたり、住戸床下の排水ができておりません。ボランティアの組織など早急な支援を求めます。
- 一、天井まで水につかった住宅では、大量の家具、家電を廃棄せざるを得ません。廃棄物は庭先で回収する、分別は市町村で行うなど、被災者の負担を最大限軽減できるよう市町村に働きかけてください。
- 一、緊急避難所には、多数の避難者が押し寄せ、カップラーメンに水を入れて食べるなど大変厳しい状況となりました。今後避難が長期にわたる被災者には、十分な生活が保障されるよう避難所を整備すること。県営住宅・ホテルの借り上げなど、災害救助法の枠組みを的確に利用するよう市町村に働きかけてください。
- 一、畳が使えない、風呂が使えないなど、水没はもちろん、床上浸水でも生活には大変苦勞されています。住宅応急修理費用が早急に支給されるよう全力を挙げてください。
- 一、被災者生活再建支援法については、台風15号の際に、一部損壊への支給拡大が行われました。しかし、水害に対しても、一部損壊や全壊が柔軟に適用されるよう働きかけてください。また地盤崩壊などにも柔軟に適用されるよう働きかけてください。
- 一、被災者生活再建支援法が適用されない場合には、埼玉県と市町村の安心支援制度での対応を求めます
- 一、特別養護老人ホームなど被災福祉施設に対しては、再建のための支援を行うこと。
- 一、上尾市平方上宿地区の荒川堤防や東松山市都幾川堤防の決壊部分は、その周辺に比べ

て明らかに護岸対策が遅れており、地元から国土交通省に要望がくりかえされている場所でした。河川堤防の点検と対策を早急に国に求めるとともに、県管理河川堤防の整備を求めます。

一、新河岸川に流入する川越江川や砂川堀の合流地点は、2年前の台風21号に続き、またしても多数の住宅が床上・床下浸水被害を受けました。前の被害後に1000万円かけてリフォームした部分がまた水没したという方もいました。この地域の方たちは一様に「もうここには住めない」と絶望的な声を上げています。二度と内水被害を受けないよう、調整池の整備など、市町村と協力して早急に抜本対策の検討を求めます。

一、今後緊急避難所として、県立高校を活用すること。必要な備蓄を行うこと。

以上